## 

- 口持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。
- 口その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。

## 医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容

る医薬品の数量に制限がある。

- ・ネパールへの輸入が禁止されている医薬品のリストが公表されているため、 持ち込もうとする医薬品がこのリストで挙げられているものに該当しない か確認する必要がある。
- ・また、医療用の麻薬及び向精神薬については、ネパールに輸入できるものの リストが公表されているため、持ち込もうとする医療用の麻薬又は向精神 薬がこのリストで挙げられているものに該当するか確認する必要がある。
- ・医療用の麻薬又は向精神薬を携帯してネパールに入国する際には、入国時に その医療用の麻薬又は向精神薬を自己の疾病の治療のために使用する必要 がある旨が記載されている医師からの処方箋や診断書(英語又はネパール 語)を提示する必要がある。

## 渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

## 参考情報

- 輸入が禁止されている医薬品のリスト http://www.dda.gov.np/content/banned-drug
- 輸入及び使用が可能とされている麻薬又は向精神薬のリスト http://www.dda.gov.np/content/narcotic-and-psychotropic-drugs